

鳴門市障がい者計画、第7期鳴門市障がい福祉計画及び第3期鳴門市障がい児福祉計画策定に関するアンケート調査業務仕様書

1 業務名

鳴門市障がい者計画、第7期鳴門市障がい福祉計画及び第3期鳴門市障がい児福祉計画策定に関するアンケート調査業務

2 業務目的

本業務は、次期鳴門市障がい者計画、第7期鳴門市障がい福祉計画及び第3期鳴門市障がい児福祉計画を策定するにあたり、市民アンケートを実施し、障がい者（児）の実態、市民の障がい者福祉に関する意識等を把握し、計画策定や施策推進の基礎資料とすることを目的とする。

3 履行期間

契約の日から令和5年3月31日まで

4 業務内容

(1) アンケート調査票の設計

18歳未満の障がい児、18歳以上の障がい者及び市民を対象にアンケート調査を実施する。調査数は、全体で2,800人程度を想定している。なお、対象ごとのアンケート調査数については、市と協議の上、決定する。

アンケート調査票は、本市の障がい福祉施策の現状及び課題、障害者基本法その他の障がい者（児）福祉関係法令・通知の趣旨・内容及び今後の制度改正の動向を視野に入れて設計する。

なお、アンケート調査票は、調査対象ごとに設計することとし、対象の区分方法（年齢・障がい種別 等）については、市と協議の上、決定する。

(2) 調査票及び発送用・返信用封筒の印刷

(3) 調査票の発送

(4) アンケート調査結果の集計・分析及び報告書の作成

調査結果を基に集計及び分析を行い、次期計画策定の見直しを見据えた報告書を作成する。分析にあたっては、国・県・市などの最新データの情報収集に努め、クロス集計等を活用する。また、前回アンケートとの比較分析を含むものとする。

(5) 打ち合わせ・協議

業務の円滑な推進に向けて、担当課との綿密な打ち合わせ・協議を行うこと。

なお、委託者及び受託者の具体的な業務分担及び業務に係る留意事項は、以下のとおりとする。

【アンケート調査にかかる業務分担】

委託者	受託者
①調査票（案）の検討と確定 ②調査対象者の抽出 ③宛名ラベルの作成 ④調査票の回収	①調査票（案）の作成と修正 ②調査票及び封筒（発送用・回収用）の作成・印刷 ③封入・封緘、宛名ラベルの貼付作業 ④調査票の発送 ⑤回収した調査票の入力・集計及び分析 ⑥アンケート調査結果報告書のとりまとめ

【アンケート調査業務の留意事項】

- ・ 調査票の表現、デザイン等は、回答者に十分配慮したものとする。
- ・ 依頼文は調査票内に記載する。
- ・ 発送用・返信用封筒の仕様・サイズは指定しないが、回答者に配慮したものとする。
- ・ アンケートの発送・回収に係る郵送費は、受託者が負担する。回収に係る郵送費については後納とし、請求書を受託者が受け取り費用を支払うものとする。
- ・ アンケートの返信先は委託者とする。
- ・ 料金受取人払に係る承認請求書類は、受託者が作成し、配達郵便局の承認手続きは委託者が行う。

5. 成果品

(1) アンケート調査結果報告書（前回アンケートとの比較分析含む）

（A4判1色）：50部

(2) 上記(1)の電子データ一式（CD-R等） 1部

※電子データは、調査票、封筒、集計表、報告書など、当業務で作成したものを納品する。ファイル形式は、ワード、エクセル、PDFとする。

6. その他

- (1) 業務遂行にあたり、鳴門市個人情報保護条例に基づき、適正な個人情報の管理を行うこと。
- (2) 本業務において生じた財産権及び知的財産権は、原則として本市に帰属する。
- (3) この仕様に定めのない疑義が生じた場合は、担当課と受託者は速やかに協議を行うこと。

7. スケジュール

- (1) 契約の締結：令和4年9月中旬
- (2) アンケート調査票の確定：令和4年10月上旬より令和4年11月上旬
- (3) アンケート調査票の発送：令和4年11月下旬
- (4) アンケート票の回収：令和4年12月下旬
- (5) 集計分析結果報告：令和5年3月上旬まで

※ 詳細スケジュールについては、別途協議を行うものとする。

8. 問い合わせ先

鳴門市 福祉事務所 社会福祉課 障がい者福祉担当
〒772-8501 徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜 170
TEL088-684-1145 FAX088-684-1337
E-mail shakaifukushi@city.naruto.i-tokushima.jp